

	2024年12月31日まで	2025年1月1日以降
第1条(適用範囲) 【本約款の適用】	<p>1.レジャーリゾートの宿泊施設（以下「当ホテル」）を利用する宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします</p> <p>2.当ホテルが、慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。</p>	<p>1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本宿泊約款（以下「本約款」といいます。）の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいいます。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2.当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。</p>
第2条 【宿泊契約の申込み】	<p>1.当ホテルに宿泊利用の申し込みをしようとする宿泊客は、愛犬同伴宿泊規約を同意のうえ次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>(1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯番号）</p> <p>(2) 宿泊日及び到着予定時間</p> <p>(3) 宿泊料金</p> <p>(4) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2.宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊利用の申し込みがあったものとして処理します。</p>	<p>1.当ホテルに宿泊利用の申込みをしようとする宿泊客は、愛犬同伴宿泊規約を同意のうえ次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名及び電話番号（又は携帯電話番号）</p> <p>(2) 宿泊日及び到着予定時間</p> <p>(3) 宿泊料金</p> <p>(4) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊利用の申込みがあったものとして処理します。</p> <p>3. <u>宿泊客は、宿泊客と当ホテルとの間の宿泊契約上の地位を第三者に移転し、又は宿泊契約により生じた自己の権利・義務の一部若しくは全部を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当ホテルが明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。</u></p> <p>4. <u>宿泊客は、合理的な理由のない、同一宿泊客による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当ホテルが可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。</u></p>
第3条 【宿泊契約の成立等】	<p>4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。</p>	<p>4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。</p> <p>5. <u>第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。</u></p>
第4条の2 【施設における感染防止対策への協力の求め】	-	<p><u>当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。</u></p>

<p>第5条 【宿泊契約締結の拒否】</p>	<p>当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。</li> <li>2. 満室により客室の余裕がないとき。</li> <li>3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。</li> <li>4. 宿泊しようとする者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。</li> <li>5. 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。</li> <li>6. 宿泊しようとする者が法人で、その役員（取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。）、従業員、関係者等のうちに暴力団等の関係者がある場合。</li> <li>7. 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（都道府県の規定にもとづく）</li> <li>8. 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行動を行ったと認められるとき。</li> <li>9. 宿泊しようとする者が伝染病であるとあきらかに認められるとき、又はその恐れがあるとき。</li> <li>10. 天災地変、施設の故障、強風域を伴う台風進路予測などその他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</li> <li>11. 宿泊施設内の備品撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等により、当ホテルの運営の妨害及び信用を毀損する行為を行ったとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき、もしくはそれらの恐れがあるとき。</li> </ol>	<p>当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>但し、本条は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 宿泊施設に余裕がないとき。</li> <li>4. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき</li> <li>5. 宿泊しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき。</li> <li>7. 宿泊しようとする者が法人で、その役員（取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。以下同じ。）、従業員、関係者等のうちに暴力団員の関係者があるとき。</li> <li>8. 当ホテルを管轄する旅館業法施行条例に規定する場合に該当するとき。</li> <li>9. 宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは当ホテルの職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求したとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する（法律平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）、又はかつて同様な行動を行ったと認められるとき。</li> <li>10. 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として次に掲げる行為その他旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊しようとする者が、当ホテルに従事する従業員に対し、宿泊料の不当な割引や不当な慰謝料、不当な部屋のアップグレード、不当なレイトチェックアウト、不当なアーリーチェックイン、契約にない送迎等、他の宿泊客に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう繰り返し求める行為</li> <li>(2) 宿泊しようとする者が、当ホテルに従事する従業員に対し、自身の泊まる部屋の上下左右の部屋に宿泊客を入れないことを繰り返し求める行為</li> <li>(3) 宿泊しようとする者が、当ホテルに従事する従業員に対し、特定の者にのみ自身の対応をさせること又は特定の者を出勤させないことを繰り返し求める行為</li> <li>(4) 宿泊しようとする者が、当ホテルに従事する従業員に対し、土下座等の社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為</li> <li>(5) 泥酔し、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある宿泊者が、当ホテルに従事する従業員に対し、長時間にわたる介抱を繰り返し求める行為</li> <li>(6) 宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、対面や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を繰り返し行う行為</li> </ol> </li> </ol>
----------------------------	--	--

		<p>(7) <u>宿泊しようとする者が、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段及び態様が不相当な言動を交えての要求を繰り返し行う行為</u></p> <p>11. 天災地変、施設の故障、強風域を伴う台風進路予測などその他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>12. <u>宿泊しようとする者が、第8条第1項で求められている全ての情報を呈示しないとき。</u></p> <p>13. 宿泊施設内の備品撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等により、当ホテルの運営の妨害及び信用を毀損する行為を行ったとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。</p> <p>14. <u>宿泊客が当ホテル従業員に暴言暴力をふるう、当ホテル従業員を長時間拘束する、又は当ホテル従業員の業務の妨げとなる行為をする等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>15. <u>宿泊しようとする者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。</u></p> <p>16. <u>当ホテルが、官公署の命令、指示又は勧告等により法令等上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。</u></p>
<p>第6条 【宿泊客の契約解除権】</p>	<p>2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります</p>	<p>2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。</p>
<p>第7条 【当ホテルの契約解除権】</p>	<p>—</p>	<p>5条の内容に訂正</p>
<p>第8条 【宿泊の登録】</p>	<p>1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所及び電話番号（又は携帯番号）と職業</p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、パスポートコピー</p> <p>(3) 出発日及び出発予定時刻</p> <p>(4) その他当ホテルが必要と認める事項</p>	<p>1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、<u>住所及び連絡先</u></p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号</p> <p>(3) その他当ホテルが必要と認める事項</p>

<p>第19条 【損害賠償額の予定】</p>	<p>-</p>	<p>1.禁煙の客室において喫煙（電子タバコ及び加熱式タバコの使用を含みます。）した宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する損害として違約金をお支払いいただきます。</p> <p>2.前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間を生じたときは、その期間の宿泊代相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。</p> <p>3.宿泊客が当ホテルを出発する際に、使用した客室の鍵若しくはカードキーが返却できない、若しくは次の使用に差支えがある状態の鍵若しくはカードキーについては、交換費または新カードキー作成費用として実費相当額を請求させていただきます。</p>
<p>第20条 【インターネットサービスに関する免責事項】</p>	<p>-</p>	<p>当ホテル内のインターネット通信の利用に当たっては、宿泊客自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、インターネット通信の利用に際し当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、当該インターネット通信の利用中止を求め、その損害を賠償させていただきます。</p>
<p>第21条 【遅延損害金】</p>	<p>-</p>	<p>宿泊者に、料金、違約金その他の金銭債務の不履行があったときは、宿泊者は、当ホテルに対し完済すべき金額に対する支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>